

2012年1月16日

お客様各位

2012年度ペイロール・タックスの変更について

2012年1月1日付で従業員の給与源泉課税が下記の通り変更となります。

税の種類	税率	上限給与額	上限税額
FICA ソーシャル・セキュリティ - 従業員 - 2012年2月29日まで	4.20% ¹	\$110,100	\$4,624.20
FICA ソーシャル・セキュリティ - 従業員 - 2012年3月1日以降	6.20%	\$110,100	\$6,826.20
FICA ソーシャル・セキュリティ - 雇用主	6.20%	\$110,100	\$6,826.20
FICA メディケア - 従業員及び雇用主	1.45%	上限なし	上限なし
FUTA (連邦失業保険) - 雇用主 (カリフォルニア州)	0.90% ²	\$7,000	\$63.00
SDI (カリフォルニア州傷害保険) - 従業員	1.00%	\$95,585	\$955.85
SUI (カリフォルニア州失業保険) - 雇用主	-- ³	\$7,000	-- ⁴
ETT (カリフォルニア州職業訓練税) - 雇用主	0.10%	\$7,000	\$7.00

所得税の源泉徴収につきましては、2012年1月1日から有効の源泉所得税表 (連邦 - Federal Circular E, Employer's Tax Guide, カリフォルニア州 - California Payroll Tax Guide) をご参照ください。その他の給与税に関しましては上記の表をご覧になり源泉徴収額と給与税額を計算してください。

雇用主は、2011年度の Form W-2 (Wage and Tax Statement) を2012年1月31日までに従業員に発行する義務があります。また、従業員以外の個人等へ支払いが発生した場合は、Form 1099 を2012年1月31日までに該当者に発行しなければなりません(詳細はページ2をご覧ください)。Form W-2のコピーはForm W-3に添付して2012年2月29日までに、Form 1099はForm 1096に添付して2012年2月28日までに、それぞれ連邦当局に申告することが義務づけられています。

カリフォルニア州につきましては、年度末の申告はなくなりましたが、第4四半期の Form DE9 (Quarterly Contribution Return and Report of Wages), Form DE9C (Quarterly Contribution

¹ 支払われた給与とチップに対する従業員に掛かるソーシャルセキュリティータックスの税率が2012年2月29日までは4.2%ですが、2012年3月1日からは6.2%となります。

² 連邦失業保険税は所得7,000ドルまでにかかり、その税率は6.0%です。但し、通常、州に対して期日までに州失業保険税(SUI)を納めている雇用主は、実際に州から通知されるSUIの税率にかかわらず、連邦失業保険税に対し最高率5.4%の控除が認められます。従って、この5.4%の控除が認められますと、実際の連邦失業保険率は0.6%となります。但し、州に対する申告義務を怠ったり、失業保険額を納めない雇用主に対しては、規定どおり6.0%を連邦当局に納めなければなりませんのでご注意ください。また、例外として、カリフォルニア州を含めたいくつかの州は credit reduction state であり、連邦失業保険税に対する控除が2012年1月1日より5.4%から5.1%に引き下げられます。結果、カリフォルニア州における連邦失業保険率は0.9%となります。詳細につきましては弊所にご質問ください。

³ 各々にカリフォルニア州から通知されます。

⁴ カリフォルニア州失業保険税の最高額は各々の失業保険率によって異なります。

Return and Report of Wages, Continuation)を 2012 年 1 月 31 日までに EDD (Employment Development Department) へ申告することが義務づけられています。Form 1099 をカリフォルニア州へ提出する必要はありません。

カリフォルニア州では、1099-MISC の発行に該当する支払いにつきまして、Form DE 542 (Report of Independent Contractors)をカリフォルニア州当局 (EDD) へ提出する必要があります (1099-MISC の発行に該当する支払いについてはページ 3 をご参照ください)。それぞれの支払い先について、(1) 年間の支払い合計が 600 ドル以上に達した時、あるいは (2) 年間で合計 600 ドル以上の契約を結んだ時、のどちらか早い方より 20 日以内に提出します。提出を怠った場合のペナルティーは\$24 です。

給与に対する連邦の納税規則

2012 年度において雇用主は、基準期間 (Lookback period: 2010 年 7 月 1 日から 2011 年 6 月 30 日まで) の合計納税額に伴い、月 1 回の納税法か、または週 2 回の納税法に準じて、EFTPS (Electronic Federal Tax Payment System) を使用して納付を行います (下記 “その他の納税規則” に該当する納付を除く)。

月 1 回の納税規則 (基準期間の合計納税額が 5 万ドル以下)

毎月の給与から発生する給与税及び源泉徴収税は翌月の 15 日までに納付しなければなりません。

週 2 回の納税規則 (基準期間の合計納税額が 5 万ドル超)

水、木、金曜日に支給される給与から発生する給与税及び源泉徴収税は、翌週の水曜日までに納付しなければなりません。土曜日から火曜日の間に支払われる給与に関する税金は金曜日までに納付しなければなりません。

その他の納税規則

1. 一四半期の給与税及び源泉徴収税合計が 2,500 ドル未満の場合は、Quarterly Return (Form941) の申告と同時に納めることができます。また、給与及び源泉徴収税の合計が 100,000 ドルを超えることがあれば、翌日の銀行営業日 (週末及び祭日を除く) までに納付しなければなりません。
2. 月 1 回の納税規則に該当する場合、且つ、期限内に行った給与税及び源泉徴収税の納付に不足納税額がある場合、その不足額が 100 ドル未満もしくは納税額の 2% 未満の場合には、不足額が 2,500 ドル以上であっても、不足額を Form941 申告時に支払うことが出来ます。
3. Form944 で申告義務がある場合で、第四四半期で発生した給与税及び源泉徴収税の合計が 2,500 ドル未満の場合は、Form944 申告時に支払うことが出来ます。

給与に対するカリフォルニア州の納税規則

雇用主は、州失業保険税 (SUI) 及び州職業訓練税 (ETT) を四半期毎に納付します。それ以外の州傷害保険税 (SDI) 及び州の所得税 (PIT) の納税方法は一般的に連邦と同様になります。もし連邦が四半期毎の納税義務をおっている、州の所得税 (PIT) の累積合計が一四半期の内、1 ヶ月またはそれ以上の期間で 350 ドルを超える場合は、州傷害保険税 (SDI) 及び州の所得税 (PIT) を月 1 回納付しなければなりません。

また、連邦の給与及び源泉徴収税を銀行営業日の翌日に納付する場合 (納税額が 100,000 ドル以上) で、1 回またはそれ以上の給与支給によりカリフォルニア州の所得税累積合計額が 500 ドル以上の場合、州傷害保険税 (SDI) 及び州の所得税 (PIT) の納付も翌日の銀行営業日 (週末及び祭日を除く) までに行われなければなりません。

2012年度連邦マイレージ・レート

従業員が業務目的で個人の車両を使用した場合の走行距離に対して、会社から払い戻される標準マイレージ・レートは、2012年1月31日より1マイルにつき55.5セントとなります。

給与以外の支払いについての申告義務(Form 1099)

業務活動を行っている団体(パートナーシップ、非営利団体、個人等を含む)は全て、業務活動を通じてある種の支払いが生じた場合、12月末日を期末として1年間の支払いをForm 1096を使用し連邦税務当局へ2012年2月28日までに申告する義務があります。

これに加えて、米国内において次のような支払いが、各支払先について年間600ドル以上となった場合、Form 1099を2012年1月31日までに該当者に発行する必要があります。

1. 家賃/賃貸料
2. 従業員以外の外注者への支払い
3. 賞金等
4. 株の配当金(年間10ドル以上、会社清算の場合は600ドル以上)
5. 利息
6. 特許権使用料(年間10ドル以上)
7. 年金(IRA等)
8. 不動産の売買/交換において取引の締結者である場合
9. 株、社債・公債、債権等の売買においてブローカーとして活動した場合

注1：サービス提供者が売上税を申告する義務がある場合は、その売上税を含めた金額でForm 1099-MISCを発行する必要があります。

注2：クレジットカード、ペイメントカードで支払いをされた場合、カード会社がForm 1099-Kを使用して連邦税務当局へ申告しますので、Form 1099-MISCを作成する必要はありません。

なお、次のような項目についてはForm 1099を申告する必要はありません。

1. 法人に対する支払い(弁護士への顧問料支払の場合は申告が必要です)
2. 商品購入に対する支払い
3. 不動産業者(Real Estate Agents)への家賃/賃貸料の支払い

ご質問等がございましたら、ご遠慮なくご連絡ください。

柿本長島会計事務所